



中山町公送第7号

次の者に送達すべき令和8年度町民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書は住民税務課税務グループに保管しており、送達を受けるべき者にいつでもこれを交付します。

上記のとおり、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び中山町町税条例(昭和40年条例第10号)第18条の規定により公示する。

令和8年9月15日

中山町長 佐藤 俊 晴



(氏 名) S U R I P T O (ス リ プ ト)